

令和7年第3回 北海道議会定例会 予算特別委員会（保健福祉部所管） 開催状況

開催年月日 令和7年9月26日（金）

質問者 日本共産党 真下 紀子 委員

答弁者 福祉局長 森 みどり

地域福祉課長 鹿野 なほみ

保護担当課長 酒井 仁

子ども家庭支援課長 中村 浩

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>四 貧困・生活困窮者支援等について</p> <p>（一）最高裁判決の受け止めについて</p> <p>国が2013年度から15年度にかけて実施した生活保護基準引き下げ処分の取り消しを求めた訴訟で、最高裁は6月27日、生活扶助基準引き下げの違法性を認め、保護費減額処分の取り消しを命じる判決を言い渡しました。</p> <p>物価変動率のみを直接の指標として用いることについて、基準部会による審議検討が経られていないなど、その合理性を基礎づけるに足る専門的知見があるとは認められないとしたわけです。</p> <p>これはね、裁判官全員一致でいわゆるデフレ調整の違法性を認める画期的な判決となったわけで、この判決に対する道の受け止めをまず伺いたいと思います。</p> <p>答弁差し控えなくてもいいのですよ。</p> <p>ただ、今の答弁で裁判の、判決の重みというのを十分理解されているということはわかりましたけれども、答弁しても別にいいわけです。いただけなかったことは残念です。</p> <p>（二）道による審査請求の結果と不利益処分を受けた受給者への対応について</p> <p>生活保護基準の引き下げ処分に対して、2013年度に道内では1395名の方が道へ不服審査請求を行いました。</p> <p>審査庁である道は、処分における生活保護費の額は改正後の保護基準に適合しているとして、ほぼ全ての請求を棄却しています。</p> <p>今回、当時の国の基準引き下げ処分が違法だということを経最高裁判決で確定したわけです。</p> <p>結果としてその棄却が、多数の保護利用者の権利を侵害してしまったことになったといえるわけです。</p> <p>道の受け止めを伺うとともに、違法と確定した減額を妥当として請求を棄却した道として謝罪をするべきではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。</p> <p>当時は適切だと判断したということは、違法判決が出る前ですからね、それはそれで道の主張として認めますけれども、今は違法判決が出たわけで、やはり、その不服審査請求を行った方々への対応というのは変わるべきではないかなというふうに思います。</p> <p>（三）最高裁判決に基づく国の対応について</p> <p>現在厚労省は、最高裁判決への対応に関する専門委員会を開いて、判決の対応方法の議論を行っております。</p> <p>違法な処分がなされたと確定した以上、被害救済が図られることは当然であります。</p>	<p>【福祉局長】</p> <p>最高裁判決の受け止めについてでございますが、最高裁において、国家賠償は認められませんでした。物価変動率のみを直接の指標として生活扶助基準を改定することとした点において違法と判断され、当時の改定に関する行政処分が取り消されたものと承知しておりますが、現在、道が当事者となっている同様の訴訟が、最高裁において係争中であることから、答弁は差し控させていただきます。</p> <p>【保護担当課長】</p> <p>審査請求についてでございますが、審査請求は、処分の違法性や不当性を審理し、処分が根拠となる関係法令や処理基準等に基づき適法かつ適正に行われたかを判断するものでございます。</p> <p>審査庁である道といたしましても、請求が提起された処分を審査した結果、処分における生活保護費の額は、厚生労働大臣が定める生活保護基準に適合しており、処分に違法又は不当な点はないことから、請求を棄却したものでございます。</p> <p>【保護担当課長】</p> <p>国への要望についてでございますが、道では、これまでも国民の生存権を保障することは国の責務であることから、生活保護制度を適切に運用するため、地方自治体も負担している生活保護費や生活保護制度に関する人件費等は、早</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>この場合ですね、すでに地方自治体の方動いておりますし、地方自治体に対する負担が極めて大きいとして、政令都市で構成する大都市生活保護主管課長会議は、何らかの追加支給を行う場合は、事務事業に係る全ての事務及び扶助費を含むすべての経費は国が負担すること等を求める要望を行っております。</p> <p>もうすでに動いております。</p> <p>道として、全国知事会と連携してですね、同様の要望を行うべきではないでしょうか。いかがでしょうか。</p> <p>しっかり行動に移していただきたいというふうに思います。</p> <p>（四）物価高騰による影響について</p> <p>物価高騰によって、市民生活の厳しさはより一層増えています。</p> <p>まして、生活保護世帯や貧困世帯の苦しさは察するに余りあります。</p> <p>新米ゆめぴりか5キロの販売価格は、昨年より約900円高い4,838円となっております。市民から「高く買えない」と新米購入を諦める声も聞こえ「新米ショック」とまで言われていますけれども、生活保護を利用している方やそれから貧困世帯は新米食べられないのでしょうか。</p> <p>長引く物価高騰による生活保護受給者・貧困世帯への影響について、道はどのように認識されているのか伺います。</p> <p>やっぱり、最低限とはいえ、健康で文化的な生活を営むために、新米のおいしさを味わうってことはね、当然の権利だと思うのですよね。</p> <p>それができないっていうことは、やっぱり回避していかねばならない、国民全体の所得を上げていく政策も必要だというふうに思います。</p> <p>（五）道の経済対策における生活困窮対策について</p> <p>生活保護行政の在り方がいま大きく問われている中で、長引くこの物価高騰の中で、実効性のある生活困窮者対策を行うということが、強く求められています。</p> <p>道はコロナ禍以降、数次における経済対策を実施してきました。</p> <p>保健福祉部においてもですね、生活困窮者対策として様々な施策を執ってはきましたけれども、多くは国からの交付金を財源にした施策であって、道独自の対策というのはほとんど講じられていない状況です。</p> <p>これまでの対策における評価と課題をどう分析して、今後どのような対策が必要だとお考えになっているのか伺います。</p> <p>確かに、下支えの一部にはなったかもしれませんが、それを大きく超える物価高に今、みんな苦しんでいるわけですよね。</p>	<p>急に全額国の負担とするよう要望しており、引き続き、制度を運用する経費は国の負担とするよう国に求めていく考えでございます。</p> <p>【福祉局長】</p> <p>物価高の影響についてでございますが、長引く物価高により、道民の皆様や事業者の方々にとって厳しい状況が続く中、低所得の高齢者の方々や障がい者世帯、子育て世帯の皆様方の生活には、特に大きな負担と影響が生じているものと認識してございます。</p> <p>【地域福祉課長】</p> <p>生活困窮者への支援についてでございますが、道ではこれまで、国の交付金を活用し、限られた財源の中で、低所得の高齢者の方々などの物価高騰に伴う生活への影響を緩和するための「市町村高齢者世帯等生活支援事業」や住民税均等割のみ課税世帯を対象として給付を行う「低所得世帯臨時特別給付金支給事業」などを実施してきたところでございます。</p> <p>こうした取組は、生活に困窮されている方々の生活の下支えになったものと考えておりますが、物価高は長期化しているため、道といたしましては、今後の国の経済対策の動向を注視しながら、生活に困窮されているの方々に対する必要な支援に努めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(六) 北海道子どもの貧困対策推進計画における課題検証について</p> <p>道は2015年度、北海道大学との共同調査に基づいて「北海道子どもの貧困対策推進計画」を策定しています。その後、第2期計画を経て、今年度から北海道こども計画に統合されました。</p> <p>第1期計画終了時、計画の成果や課題を分析して第2期計画に反映しているものと考えますが、現計画策定において第1期計画終了時に分析した課題は、第2期計画に取り組むなかでどの程度改善され、または成果を上げてきたと確認した上で現計画を策定したのでしょうか、お聞きします。</p>	<p>【子ども家庭支援課長】</p> <p>子どもの貧困計画についてではありますが、令和2年3月に策定した第2期計画においては、第1期計画の評価を踏まえ、継続的な課題である相談支援の方法や子どもへの教育支援、親への就労支援などについて、重点的に取り組む施策として位置づけるほか、目標値の見直しや新たな指標を設定するなどして、各般の取組を進めてきたところです。</p> <p>第3期計画は、令和7年3月に策定した「北海道こども計画」へ統合することとし、策定時には第2期計画の施策毎に検証・評価を行い、各指標は第1期の指標設定時点に比べ、概ね改善傾向ではあるものの、目標値に達していない項目もありましたことなどから、子ども施策審議会からもご意見をいただきながら、目標値の見直しや具体的な取組を盛り込んだところです。</p>
<p>再一 (六) 北海道子どもの貧困対策推進計画における課題検証について</p> <p>確認をさせていただきたいのですが、目標に達していない項目というのはどのようなものがあつたのか、またその要因をどう分析し、今後目標達成に向けてどう取り組むのか、お考えをお聞きします。</p>	<p>【子ども家庭支援課長】</p> <p>今後の取組についてではありますが、第1期計画から継続して指標を設定している項目のうち、生活保護世帯や児童養護施設の子どもの高校・大学等への進学率のほか、生活保護世帯の子どもの高校中退率については、第2期計画の目標値に達しませんでした。</p> <p>本道は、全国に比べ、生活保護世帯やひとり親世帯の割合が高く、経済的に厳しい家庭が多いと推測されることから、道といたしましては、今後とも、給付型奨学金等の一層の周知や就学する際の教育費等への支援を行い、経済的負担の軽減を図るなど、これら指標の目標達成に向けて、各般の施策を推進してまいります。</p>
<p>(七) 生活保護受給世帯の生活実態把握について</p> <p>生活保護行政ですとか、貧困対策を考えていくときに、その実態をどう把握するかということは非常に重要な課題だと考えております。</p> <p>山梨県では県内生活保護受給世帯を対象に県が独自で実態調査を行って、生活状態がより一層苦しくなっている実態というのを明らかにしました。</p> <p>道においても、生活保護受給世帯を対象にした実態把握を行う必要があると考えるのですけれども、道としては現状把握をどのように行うのか伺います。</p> <p>消費動向だけでは、みんな消費を抑えていますから、それだけでは中々判断しきれないと。</p> <p>どういところで、人間らしい生活に足るような、収入が足りないのか、そのところをちゃんと見ていただきたいなというふうに思います。</p>	<p>【保護担当課長】</p> <p>生活保護世帯の生活実態の把握についてではありますが、山梨県では、令和4年に国が行った調査以降、生活保護世帯の生活がどのように変化しているかを確認するため、国の調査と同様の項目について本年2月から3月にかけて69世帯を訪問し、生活保護世帯の生活実態の調査を実施したものと承知しております。</p> <p>現在、国では生活保護基準の検証や制度の検討に向けた「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」を実施し、一般世帯及び生活保護受給世帯の生活実態や生活意識の把握を行っているところでございまして、道といたしましては、この調査結果やそれを踏まえた国の対応を注視しますとともに、生活保護基準は、消費動向を的確にとらえたものとするよう、引き続き、国に要望していく考えでございいます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(八) 生活保護基準と生活困窮者支援に対する国への要望について</p> <p>吉永純花園大学教授の調査がありまして、2012年から2022年における3人世帯を標準とした最低生活費の推移を調べています。</p> <p>162,170円から148,570円に減額されていたことがわかったわけです。</p> <p>ここで重大なことは、最高裁で違法とされた生活保護基準引き下げ後に当たる2016年4月現在の150,110円よりも22年の金額の方が低くなっているということが大問題なわけです。</p> <p>燃料や物価高騰の影響は当時から起こっていたのに、物価が上がっていた生活保護費の最低生活費には十分反映されてきませんでした。</p> <p>保護利用世帯がより苦しい生活に置かれていることが実態だと考えています。</p> <p>また、子どもの貧困対策推進計画を策定する際に、貧困に対する考え方、子どもに対する貧困に対する考え方というのが更新されました。</p> <p>子どもたちが勉強部屋があるかとか、本を読めるかとか、習い事ができるかとか、それから、家族で年に1回は、旅行に行けるか、そうしたことが貧困の基準になっているわけですね。</p> <p>でも、生活保護世帯は、こうした基準の見直しは行われていないのです。</p> <p>社会も大きく変わって、時代も大きく変わって、貧困の基準も変わってきていますし、どれだけの生活っていうのが最低限の健康で文化的な暮らしなのかって考え方が変わってきているわけです。</p> <p>物価高騰に見合う適正な生活保護基準を国に求めていくとともに、生活困窮者支援となる予算の拡充を併せて求めるべきだと考えますけれどもいかがでしょうか。</p> <p>この点では意見は一致すると思うので、ぜひ力強く要望していただきたいと思います。</p>	<p>【福祉局長】</p> <p>国への要望についてでございますが、生活保護基準に関し、道では、物価急騰時には特別基準を設定するなど柔軟な対応を図ることや、生活困窮者自立支援制度の円滑な実施のため、国庫負担率の引き上げなど、必要な財政措置を講じるよう国に要望してきたところであり、長引く物価高により、低所得の方々の生活が厳しい状況にあることから、道としては、引き続き、国に対し、物価高への影響が緩和されるよう必要な要望を行ってまいります。</p>